

「手形・小切手の全面的な電子化」に向けた岐阜県下金融機関連携について

東美濃農業協同組合は、政府・産業界・金融界が一丸となって進めている「手形・小切手の全面的な電子化」に向けて、岐阜県下に本店を置く地方銀行、信用金庫、信用組合および農業協同組合と連携して、お客さまのデジタルサービスへの移行を推進していきますので、お知らせいたします。

記

1. 本取組みの目的

- ・2021年6月に閣議決定された政府の「成長戦略実行計画」において「5年後の約束手形の利用廃止」「小切手の全面的な電子化」が盛り込まれました。これを受け、全国銀行協会では「2026年度末までに電子手形交換所における手形・小切手の交換枚数をゼロ枚にする」ことを目標として掲げています。
- ・本取組みは、金融機関の業態の垣根を超えた連携により、手形・小切手から「インターネットバンキング」「電子納税」などのデジタルサービスへの移行を推進することで、県下のお客さまの「業務効率化による生産性の向上」「手形・小切手の現物紛失等のリスク低減」「印紙不要等によるコスト削減」などを実現するとともに、「紙削減による環境負荷低減」に向け実施するものです。

2. 連携金融機関（金融機関コード順）

銀 行	株式会社大垣共立銀行、株式会社十六銀行
信 用 金 庫	岐阜信用金庫、大垣西濃信用金庫、高山信用金庫 東濃信用金庫、関信用金庫、八幡信用金庫
信 用 組 合	岐阜商工信用組合、イオ信用組合、飛騨信用組合 益田信用組合
農業協同組合	J Aぎふ、J Aにしみの、J Aいび川、J Aめぐみの、 J Aとうと、J Aひがしみの、J Aひだ、J A岐阜信連

3. 連携内容

- ・電子化にかかる共同リーフレットの作成、活用
- ・電子的決済手段の推進、導入支援など
- ・各商工会議所と共同でのセミナー等の開催

4. 実施日

2025年11月5日（水）

以上

紙の手形・小切手 利用廃止へ



**2027年3月末までに
紙の手形・小切手の交換が廃止されます。**

政府方針^(※)をもとに、産業界・金融界が連携して手形・小切手の利用廃止に向けた取組みを行っています。今すぐ、でんさい等の電子記録債権やインターネットバンキングによる振込等への切替えをご検討ください。

(※)「約束手形・小切手の利用廃止に向けたフォローアップを行う」(「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2023改訂版(内閣官房)」より)

OKB 大垣共立銀行



十六銀行



岐阜信用金庫



大垣西濃信用金庫



高山信用金庫



東濃信用金庫



関信用金庫



八幡信用金庫



岐阜商工信用組合



イオ信用組合



益田信用組合



岐阜県JAバンク

JAぎふ/JAにしみの/JAいび川
JAめぐみの/JAとうと
JAひがしみの/JAひだ/JA岐阜信連

ご利用いただける電子的決済サービスは金融機関ごとに異なります。
詳細はお取引のある金融機関にご相談ください。

Q

2027年3月末までに 電子化しないとどうなるの？

A

事業者さまにおいて、これまでどおりの手形・小切手の利用ができなくなる可能性があるため、早期に電子的決済サービスへの切替えのご検討をお願いします。

- 政府方針を受けて、多くの金融機関では2027年3月を待たずに前倒しで手形・小切手の取扱いを縮小する動きを示しています（手形帳・小切手帳の発行終了や2027年4月以降を期日とする手形等の代金取立受付の終了等）。
- 事業者さまによっては、電子的決済サービスへの切替えには時間がかかる場合があります。



Q

電子的決済サービスには 何があるの？

A

でんさい等の電子記録債権や
インターネットバンキングによる振込等があります。

電子化することで、「コスト削減」「事務負担軽減」「リスク低減」等のメリットがあります。

電子化の
メリット

1

コスト削減



- ✕ 郵送料
- ✕ 印紙代
- ✕ 取立手数料

2

事務負担軽減



- ✕ 現物管理
- ✕ 手書き・ゴム印
- ✕ 印紙・押印・発送

3

リスク低減



- ✓ 紛失・盗難の心配がなく、災害に強い

Q

電子的決済サービスの導入は 難しいの？

A

かんたん3ステップで導入できます。

STEP 1

金融機関へ
ご相談/申込



事業者さまの電子化支援や資金繰り支援等のサポートを行っている金融機関もあり

STEP 2

取引先へ
ご案内



でんさい等の電子記録債権・インターネットバンキングによる振込等への切替えを案内

STEP 3

社内の
導入準備



事務手続きや管理手順の見直しを行い初期設定

全国銀行協会のウェブサイトでは、紙の手形・小切手の電子化に関する情報等を掲載中！

詳しくは、取引金融機関にお問い合わせください！

